

令和7年度事業計画

基本方針

私立の幼稚園教育及び保育の充実並びに振興を図るとともに、広島県民の就園機会を確保するための支援を行い、もって広島県における教育文化の高揚に貢献することを目的とする。

特に、ポストコロナ時代に対応した事業が円滑に遂行できるよう努める。

また、広島県が令和4年3月に策定した「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）に掲げる施策を、県や関係機関・団体と連携して取り組む。

さらには、加盟園における人材確保支援、離職防止・定着促進に向けた事業を推進する。

I 公益目的事業

1 研修・研究事業

○ 各委員会所管で次のとおり研修会及び研究会を実施する。

(1) 教員研修会等（教育研究委員会所管）

乳幼児教育及び保育に関わる者の資質向上並びに乳幼児教育及び保育の研究に関する事業

① 各種研修会の開催等

園長・教職員の資質向上を図るための研修会を実施するとともに、各地区が実施する春季教員研修会等を支援する。

(ア) 教育研修大会

(イ) 冬期保育者研修会

(ウ) 春季教員研修会

(エ) 小規模研修会及び各地区が実施する春季教員研修会への支援

(オ) 令和7年度中国地区私立幼稚園教育研修会

② 教育実践研究会の運営

現場の教職員を中心に2年間継続して、保育者の資質向上に向けた研究を行う。

大学、各種専門機関との連携を図り、全日本私立幼稚園連合会中国地区私立幼稚園教育研修会などでの実践研究の発表を支援する。

(ア) 「令和6、7年度教育実践研究会」の開催

(イ) 「令和8、9年度教育実践研究会」に向けた準備

③ 保育研究委員会委員による自主勉強会の開催、各種調査・研究の実施

④ 特別支援学校による幼児教育相談事業の実施

(2) 設置者・園長研修会等（経営研究委員会所管）

① 経営基盤確立のための研修会、研究会の開催

研修会の開催並びに他都道府県の幼稚園関係団体等との交流、視察を実施する。

(ア) 設置者・園長研修会

- (イ) ニューリーダー研修会
 - (ウ) 経営研究委員会委員による自主勉強会の開催及び各種調査・研究を行う。
- (3) 先進事例調査等（総務・広報委員会所管）
先進的な取組を行っている国内及び海外の施設及び企業について、調査・研究を行う。

2 広報事業

私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の情報並びに当連盟が行っている諸事業を広く周知し、加盟園、教職員、保護者及び県民に対し当連盟について理解を深めてもらう。

- (1) 情報発信（総務・広報委員会所管）

加盟園、教職員、保護者、養成校の学生等へ当連盟の活動及び加盟園等の情報発信を行う。

① ホームページ

法人情報、研修会情報、学生向けのイベント情報、求人情報、行事予定等、県幼通信（表彰報告、養成校紹介、各種イベント報告、専門家のコラム等）

② SNS（インスタグラム等）

加盟園紹介、教諭紹介、園見学案内、教育実習案内、研修会報告、イベント情報、求人情報等

- (2) 取材活動

情報発信を行うための取材活動を行う。

3 貸付金事業

- (1) 貸付金業務における貸付利率

毎年4月1日現在の基準割引率及び基準貸付利率に理事会で定めた利率を加えた利率とする。

- (2) 利子補給金交付

広島県の私学振興資金利子補給事業対象融資を受けた加盟園の設置者に対して、広島県が定める対象、利子補給期間及び利子補給率により利子補給金を交付する。

4 退職金事業

- (1) 退職金業務

① 退職手当資金の給付

加盟園の設置者が退職者に対して支給する退職金の原資となる退職手当資金を設置者に給付する。

② 負担の軽減

各園の納付金の負担を軽減するため、県から補助された標準給与月額の20/1,000相当額を控除し、実質負担額を60/1,000とする。

③ 全国私立幼稚園退職金団体協議会総会への参加

④ その他、退職金業務に関すること。

(2) 資金運用

① 資金は、適正・効率性を原則として運用する。

5 人材確保支援事業（振興委員会所管）

次の事業を実施し、加盟園の人材確保を支援する。

(1) 幼稚園・認定こども園フェアを実施する。

(2) 無料職業紹介事業を実施する。

(3) 人材確保に関する情報共有、Instagram等による情報発信

・加盟園及び県内の私立幼稚園協会等が実施している人材確保事業について、
広島県近隣の養成校等への情報発信を行う。

(4) 養成校の就職状況等を調査するとともに、情報交換を行う。

(5) 学生向けの講演会、研修会等や養成校への講師派遣を行う。

II その他の活動

1 永年勤続者表彰（総務・広報委員会所管）

(1) 連盟に加盟する私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤続する、通算
満10年及び満15年の者を表彰する。

(2) 表彰式典等の開催

2 加盟園における危機管理の啓発活動（総務・広報委員会所管）

3 私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の振興を図る上で当面する諸課題等への
対応（政策委員会所管）

(1) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の振興に関する多様な課題への対応や各種の
政策提言に関すること。

(2) 子育て支援・地域貢献に関すること。

(3) 国・県における諸施策の推進、関係機関との協議・連携に関すること。

(4) 法律相談の実施に関すること。（総務・広報委員会所管）

(5) 後継者による意見交換等に関すること。（総務・広報委員会所管）

4 102条園の振興に関する事（総務・広報委員会所管）

学校法人立以外の幼稚園に関する情報を提供する。

5 広告の募集（収益事業）

連盟ホームページへ企業・団体等の広告バナーを掲載し、収益化を図る。

III 諸会議の開催

次のとおり会議を開催し、事業を進める。

1 定時評議員会 6月に1回開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する。

2 理事会 4回以上開催する。

3 加盟園代表者会議 毎年度1回開催する。

4 正副会 概ね6回開催する。

- 5 総務・広報委員会 概ね2回開催する。
 - 6 振興委員会 概ね4回開催する。
 - 7 政策委員会 概ね4回開催する。
 - 8 経営研究委員会 概ね4回開催する。
 - 9 教育研究委員会 概ね4回開催する。
- 担当者会議については、概ね4回開催する。

IV 他団体等との連携

1 広島県及び広島県教育委員会との連携

- (1) 広島県が設置する各種審議会等へ委員として参画する。
- (2) 広島県教育委員会の幼児教育アドバイザーとして任命された加盟園園長等が、園生活の参観を通して、乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方などについての助言を行う。
- (3) 広島県教育委員会への職員派遣事業については、加盟園から職員を派遣する。(令和6、7年度の2年間)

2 会議への参加

- (1) 中国地区私立幼稚園協議会、全日本私立幼稚園連合会及び一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の諸会議へ参加する。
- (2) 「全日本私立幼稚園連合会令和7年度全国研究研修担当者会議」へ参加する。

3 研修会への参加等

- (1) 「第16回幼児教育実践学会」へ参加する。
- (2) 全日本私立幼稚園連合会が主催する「設置者・園長全国研修大会」へ参加する。
- (3) 「令和7年度全日本私立幼稚園連合会中国地区私立幼稚園教育研修会広島大会」を開催する。

4 各PTA連合会との連携

- (1) 広島県私立幼稚園PTA連合会の育成強化のための助成金を交付し、その活動を支援する。(総務・広報委員会所管)
- (2) 広島県私立幼稚園PTA会報紙【Good Communication】を広島県私立幼稚園PTA連合会と共同で発行する。(総務・広報委員会所管)
- (3) 広島県私立幼稚園PTA連合会、全日本私立幼稚園PTA連合会及び全日本私立幼稚園PTA連合会中国地区私立幼稚園協議会の諸会議へ参加する。